

令和5年6月21日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県は、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、興奮作用や精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる3物質を「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日6月22日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

(1) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類

【通称名】Etonitazepipne、N-Piperidinyl Etonitazene

(2) (2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類

【通称名】3-CPM、3-Chlorophenmetrazine

(3) N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】4F-ABINACA、4F-ABUTINACA

2 上記薬物の毒性

上記1(1)の物質は、多幸感を伴う興奮作用を、(2)の物質は、興奮及び幻覚作用を、(3)の物質は、幻覚作用を主とした精神毒性を有する蓋然性が高いと考えられる。

3 告示日及び施行日

告示日：令和5年6月21日

施行日：令和5年6月22日

4 上記薬物の流通状況

(2)については、国内流通が確認されています。

(1)(3)のいずれについても、国内での流通は確認されていません。

(2)3-CPM 他自治体で試買



県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持（販売等の目的を除く）、購入、譲受け、使用の違反

令和5年8月31日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県は、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、興奮作用や精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる3物質を「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日9月1日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

(1) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】ADB-BINACA

(2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類

【通称名】N-Butylbutylone、N-Butyl norbutylone

(3) 2-(エチルアミノ)-2-(3-フルオロフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類

【通称名】FXE、Fluorexetamine

2 上記薬物の毒性

上記1 (1)の物質は、幻覚作用を主とした精神毒性を、(2)の物質は、興奮作用を、(3)の物質は、興奮及び幻覚作用を主とする精神毒性を有する蓋然性が高いと考えられる。

(2)N-Butylbutylone
他自治体で試買



3 告示日及び施行日

告示日：令和5年8月31日

施行日：令和5年9月1日

4 上記薬物の流通状況

上記1 (2)については、国内流通が確認されています。

(1)、(3)については、いずれも国内での流通は確認されていません。

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持（販売等の目的を除く）、購入、譲受け、使用の違反

令和5年10月26日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県は、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる3物質を「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日10月27日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

(1) N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

【通称名】 3-MMA、3-Methylmethamphetamine

(2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類

【通称名】 N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone

(3) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 ADB-4en-PINACA

2 上記薬物の毒性

上記1(1)の物質は、興奮及び幻覚作用を、(2)の物質は、興奮作用を、(3)の物質は、幻覚作用を主とする精神毒性を有する蓋然性が高いと考えられる。

3 告示日及び施行日

告示日：令和5年10月26日

施行日：令和5年10月27日

4 上記薬物の流通状況

上記1(1)～(3)については、いずれも国内での流通は確認されていません。

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持（販売等の目的を除く）、購入、譲受け、使用の違反

令和6年1月19日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県は、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる3物質を「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日1月20日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

- (1) 2-(エチルアミノ)-2-(3-ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール-1-オン及びその塩類

【通称名】HXE、Hydroxetamine

- (2) N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類

【通称名】4-HO-EPT

- (3) エチル=3, 3-ジメチル-2-(1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド)ブタノアート及びその塩類

【通称名】EDMB-PINACAA

2 上記薬物の毒性

上記1(1)の物質は、興奮及び幻覚作用を、(2)及び(3)の物質は、幻覚作用を主とする精神毒性を有する蓋然性が高いと考えられる。

3 告示日及び施行日

告示日：令和6年1月19日

施行日：令和6年1月20日

4 上記薬物の流通状況

上記1(1)(2)については、国内での流通が確認されています。



(1) HXE



(2) 4-HO-EPT

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持（販売等の目的を除く）、購入、譲受け、使用の違反

令和6年3月6日
健康福祉部薬務課
電話：043-223-2624

知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）

本日、千葉県は、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条の規定により、県内で濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる3物質を「知事指定薬物」として指定し、告示しました。

明日3月7日から、当該薬物を含有する「危険ドラッグ」の製造、販売、広告、所持、使用等が禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグを持っている場合は、絶対に使用せず、千葉県健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出てください。

1 知事指定薬物として指定した薬物

- (1) (8R) -N-メチル-N- (プロパン-2-イル) -6-メチル-9, 10-ジ
デヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 MiPLA、MIPLA、

N-Methyl-N-isopropyl lysergamide

- (2) 2- { [(4-ブトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イ
ミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 Butonitazene

- (3) 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -2- (プロピルアミ
ノ) ブタン-1-オン及びその塩類

【通称名】 N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBDB

2 上記薬物の毒性

上記1 (1) の物質は、幻覚作用を、(2) の物質は、多幸福感を伴う興奮作用を、(3) の物質は、興奮作用を主とする精神毒性を有する蓋然性が高いと考えられる。

3 告示日及び施行日

告示日：令和6年3月6日

施行日：令和6年3月7日

4 上記薬物の流通状況

上記1 (1) については、文献において国内での流通が確認されています。

県民の皆さまへ

危険ドラッグは、「ハーブ」「お香」「アロマ」「合法ドラッグ」等と称して販売されている製品であっても、身体や精神に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く、大変危険です。

使用がやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があるため、決して摂取または使用をしないでください。

本日告示した知事指定薬物を含む危険ドラッグをお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに健康福祉部薬務課(TEL: 043-223-2620)に申し出て、指示に従ってください。

<参考> 条例の解説

1 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例について

危険ドラッグを含む薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年3月に制定し、同年6月1日から全面施行している。

2 知事指定薬物について

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（精神毒性）を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、精神毒性を有する蓋然性が高いと認められる薬物を知事指定薬物として指定することとしている。

3 禁止される行為について

条例第13条の規定により、知事指定薬物の「製造」「販売」「授与」「所持」「販売又は授与の目的での広告」「購入」「譲受」「使用」が禁止されている。

4 主な罰則について

① 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の製造、販売、授与及び販売等目的での所持の違反

② 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・ 知事指定薬物の所持（販売等の目的を除く）、購入、譲受け、使用の違反